

# 夢農人とよた 規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、夢農人とよた(以下、本会とする)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を豊田市陣中町2丁目2番地21HAビル株式会社ルーコ内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は高い志を持った農人による農人のための地域組織として設立され、農林漁業の危機的状況と重要性を広く市民に発信し、国産農産物の消費拡大と食育の推進、その他必要な事業を行い、会員農家が持続可能な農林漁業を実現することを目的とする。  
夢農人とよた本体は、営利を目的としない。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 農業経営の安定と地位向上に関する事業
2. 国産農産物の消費の維持・拡大、自給率の向上に関する事業
3. 地産地消の推進に関する事業
4. 農林漁業にかかわる情報の収集、提供等に関する事業
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

## 第3章 会員

(団体の構成員)

第6条 本会に次の会員を置く。

1. 正会員 本会の目的に賛同して入会する個人又は法人の生産者  
(就農2年未満は新規就農者とする)
2. 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者
3. 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で役員会において推薦された者

(会員の資格の取得)

第7条 本会の正会員及び賛助会員になろうとする者は、役員会において別に定める入会申込書を提出し、役員会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 正会員及び賛助会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、役員会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

1. この規約その他の規則に違反したとき。
2. 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
2. 総正会員が同意したとき。
3. 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 会員総会

(構成)

第12条 会員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 会員総会は、次の事項について決議する。

1. 会員の除名
2. 役員を選任又は解任
3. 規約の変更
4. 解散及び残余財産の処分
5. その他会員総会で決議するものとして法令又はこの規約で定められた事項

(開催)

第14条 会員総会は、定時会員総会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時会員総会を開催する。

(招集)

第15条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の決議に基づき会長が招集する。

(議長)

第16条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、総会の決議で選任する。

(議決権)

第17条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第19条 本会に、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 4名以内

### 3. 事務局長 1名

(役員を選任)

第20条 会長、副会長及び事務局長は、会員総会の決議によって選任する。

(役員任期)

第21条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

(役員解任)

第22条 会長、副会長及び事務局長は、会員総会の決議によって解任することができる。

## 第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第23条 この規約は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第24条 本会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第7章 事務局

(事務局)

第25条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

1. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
2. 事務局長は、役員会の決議により任命し、職員は会長が任免する。
3. 事務局の組織及び事務局長とその他職員の業務分掌、サービス・就業等運営上必要な細則については、会長が役員会の決議を経て別に定める。

平成22年9月1日発足 会長 鋤柄雄一

付則 平成26年6月18日 改訂